

瀬川議長記者会見録

日 時：令和3年3月19日（金） 16時00分～16時30分（30分）

場 所：議会棟3階 議会運営委員会室

○進行 それでは定刻になりましたので、これより議長記者会見を始めさせていただきます。

○瀬川議長 本日は、報道各社の皆様方にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、2月定例会の運営・広報に関しましても、多大なご協力をいただきましたことに対し、感謝を申し上げたいと存じます。

まず、最初に2月定例会を終えての所感を述べさせていただきたいと存じます。

今定例会におきましては、総額約7,486億円の令和3年度一般会計当初予算案をはじめとした議案98件が審議可決されたほか、新型コロナウイルス感染症対策、特定複合観光施設I Rの区域整備促進、九州新幹線西九州ルートの整備促進など、当面する県政の重要課題について、活発な議論が交わされたところであります。

今回の令和3年度当初予算は、国の第三次補正予算に対応し、令和2年度経済対策補正予算と一体的に推進するため、総額8,086億円の予算が編成され、切れ目のない施策の推進と早期の事業効果の発現に努めることとしております。

また、令和3年度は、長崎県総合計画の初年度であり、引き続き、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、人口減少対策や有人国境離島対策、九州新幹線西九州ルートやI R誘致等のプロジェクトのほか、デジタル化やSociety5.0の推進など社会環境の変化に対応するための対策が盛り込まれております。

県議会といたしましても、引き続き、本県の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、様々な地域の声をお聞きしながら、魅力ある地域づくりと県政の発展に努めてまいります。

資料1をご覧ください。

本年度最後の議長会見となりますので、この機会に私が考えます県議会が目指す方向性を大きく、「信頼の醸成」、「県民に身近な議会」、「議会のデジタル化」の3つに分けて、ご説明をさせていただきます。

まず「1. 信頼の醸成」として、本年度、住民監査請求の監査結果を受けて、政務活動費の抜本的見直しを行い、新年度から施行することといたしました。

具体的な内容につきましては、すでに詳細を説明しておりますので、本日の説明は省略をさせていただきます。

今後とも、今回の見直しの内容に沿って、引き続き、政務活動費の適正な運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、「2. 県民に身近な議会」に向けての取組であります。近年、地方議会では、議員のなり手不足や投票率の低下にみられるように議会に対する住民の関心の

低下が課題となっております。

若者議会は、今年度、コロナ禍で開催できませんでしたので、コロナの収束状況をみながら、再開したいと考えております。

また、昨年9月定例会以降、この議長記者会見を実施しているところであります。

今回、新たな取組として、魅力ある地域づくりや若者の政治への関心の醸成に資するため、長崎県立大学と包括連携協定を締結することとなりました。

詳細は、資料2-1のとおりで、3月23日13時30分から締結式を執り行います。場所や出席者、式次第は、資料に記載のとおりであります。

5の連携・協力事項につきましては、県議会の政策形成及び調査研究に関する事項や県立大学の人材育成及び教育研究の充実に関する事項、その他となっております。

具体的には、大学での議長講演、学生による議会事務局でのインターンシップや議会傍聴、議員と学生との意見交換などが考えられます。

具体的な事業につきましては、今後、県立大学や議員の協力を得ながら調整し、取組んでまいりたいと考えております。

6のその他といたしまして、今回、九州の県議会としては初めての締結であります。県立大学においても、議会との連携協定の締結は初めてとなります。

次に、「3. 議会のデジタル化」につきましては、既にご案内のとおり新型コロナウイルス感染拡大や大規模災害時にも議会が対応できるようにすることと、ペーパーレス化の観点から、記載のとおり、デジタル化への取組を推進してまいります。

次に、I Rにかかる議員研修会につきましては、資料3のとおり今週開催いたしましたので、ご報告いたします。

開催目的は、本県における区域整備計画の認定申請に向けて、現在、I R事業者の公募選定が進められておりますが、国のI R基本方針において、自治体及び事業者のコンプライアンスなど不正防止が重要視されておりますことから、関係者である本県議会議員がとるべき対応についての理解を深めるため、去る3月17日に議長主催研修として議員研修会を開催いたしましたものであります。

私からは以上でございます。

○西日本新聞社 I R議員研修会について、議員が講師のお話を聞かれて、議長としてはこの研修会を受けて、どういうふうにもっていきたいのか教えていただきたい。

○瀬川議長 各議員の認識を深めていただくということが目的ですが、講師の先生からも当初にルールを決めるということだけではなく、段階、段階に応じた申合せ、あるいはルールの詳細化というものが必要になってくるんだと、それが社会から求められていることに対応するというところにも繋がっていくということで、段階、段階に応じた申合せ、あるいはルールを詳細化するというところに議員のご理解とご協力を得ながら進めていきたいと考えておまして、そういった意味では今回の研修会に参加していただいた全ての議員に理解をしていただいたものではないかな

と考えております。

○**西日本新聞社** 明確にルールを作るところにまでは、まだ詰まってないという理解でいいですか。

○**瀬川議長** 私どもの県議会には議員の政治倫理に関する条例というものがございまして、それに基づいて、きちんと対応しようという申合せをしながら、11月定例会で意見書を可決したわけでありましてけれども、それでもまだ足りない。例えば、文言によっては、原則として云々というような文章等も講師の方が引き合いに出されて、原則というものが本当に必要なのか、あるいは必要じゃないのかという、そういった突き詰めた議論を深めていく必要があるし、そこをきちんと突き詰めて、原則を例えば取り払うということによって、社会からの透明性の担保というところに繋がるのではないかなというようなご指導をいただいたということもあり、いろんな観点から議員それぞれの立場から議論を深めていただきたいと思います。

○**西日本新聞社** ルールを作るにしても議運等の場で作り上げていかないといけないということですね。

○**朝日新聞社** 昨年11月定例会の議会の意見書でIRについて縷々書かれている中で、県議会としても県議会議員の政治倫理に関する条例に基づき、議員一人ひとりが、より一層、コンプライアンス意識の徹底を図り、県に対して強く要請する文言がありますが、この部分というのは、具体的に県議の先生が、特定の事業者の方と会ったり、接触するという含んでいると考えていいんでしょうか。少し言い方を変えると、県議会議員が特定の事業者と接触することは、この意見書で言われている政治倫理に関する条例に基づき、議員一人ひとりが、より一層のコンプライアンス意識の徹底を図ることに反していると考えていいものなのか。

○**瀬川議長** 1月7日から公募を開始して、正式な接触ルールの期間が決まったと認識しておりますけれども、その期間に入っているわけですので、公募規定上、応募者に対して、県等への働きかけの禁止が定められていると認識をしているわけですが、一方、地方の議員側については、そういった規定に必ずしもなっていない。それは国会議員でもそうなっております。ただ、先ほど申し上げましたように、各議員のご理解を深めていただきながら、ご議論を深めていって、どこまで厳格化していくか、どこまで、みんなで申合せを厳しくといたしますか、高いレベルに持っていくかというのは、今後の議論のあり方によって変わっていく。そういうことと理解していただければと思います。

○西日本新聞社 そうすると、この意見書をもって、県議会議員と事業者の接触そのものを批判するものではない、この意見書の時点ではないということになりますでしょうか。今後、これを厳しいものに高めていく検討をしようという姿勢は理解したんですけども、この意見書の段階では、まだそこには至ってないということを受け取っていいでしょうか。

○瀬川議長 文書そのものとしては、そこまで厳しいルール of 厳格化というものまでは追求してないと私も理解しております。

○NHK 「県民に身近な議会」のところで、様々な取組があると思うが、改めて議長の認識として、この議員のなり手不足だったり、政治への関心の低下の現状とそれが、こういった取組に結びつくという議長の考えをお聞かせください。

○瀬川議長 冒頭、所感の中でも申し上げましたとおり、今、地方の議会はほとんどと言っていくくらい多岐多様な山積する課題があるわけでありまして、いろんな考え方が出てきているということで、議会としての課題も山積しております。

特に、議会に対する関心度というものを高める確実な手だてが持てないという悩みもあるわけでありまして、その一環として、数年前から県内大学生を中心に若者議会というものをスタートさせる試みを行ってまいりました。

さらには、今回、県立大学と包括連携協定を結ぶことにより、大学側には公共政策学科を置かれているという優位性を発揮していただきながら、大学生という若い人のところに政治というものの身近さを感じていただくような機会をつくることができると思っておりまして、一足飛びになかなかいかないところがあるものですから、できるところから始めていって、大学と県議会との間でより一層議論を深めながら、連携がもっともっと深いものになっていく。あるいは、成果を少しでも得られるようなものになっていくようになればと考えております。

○NHK 若い世代に関心を持ってもらうということが、議会としての一つの課題であるというようなことなんでしょうか。

○瀬川議長 投票できる年齢が 18 歳に引き下げられたということもあり、今までと違った新たな課題というものが、そこに出てきていると思っております。極端に言うと、高校 3 年生になったら、選挙権を持つ方が出てくるというようなことも、新たな課題だろうと考えておりまして、やはり、何年、何十年という、今後、選挙権を持って生きていっていただける方々が、若い人たちでありますから、そこに、まずは政治に関心を持っていって選挙だけじゃなくて、地域づくり、県政づくりといった、そういったところにご議論をいただくようなところまで持っていったらいいなと思っております。

○**長崎新聞社** 議会に関心を持ってもらうことと関連しますが、今回、令和3年度当初予算案を審議する県議会だったということもありまして、テーマも盛り沢山だったと思いますが、一方で、議会運営委員長も指摘しておりましたけれども、質問が多くて、なかなかその一つ一つのテーマに対する議論が深まっていかない。

基本は、質問通告をして、それに対する答弁、そこでのやりとりだけで終わってしまう。例えば、我々もそうですが、県議会を見ていて、やっぱり面白いというところは、予定調和ではないところでのお互いのやりとりみたいなのところがあると非常に議会が活性化していると、そういうのがあれば、長崎県議会が面白いなっていうことになって、傍聴者も増えると思うけれども、かといって、議員の先生たちは、それぞれいろいろなところから要望が出るんでいろいろ聞きたいと思われまして、それを例えば、議長の権限で制限するのは難しいとは理解するんですけども、そういった今後の県議会の議論のあり方について、議長の見解を教えてくださいませんか。

○**瀬川議長** 一般質問は、年間48のコマ数で1人原則1回は少なくともできるコマを割り振っているわけでありまして、1年間で1人1回、1時間という制限がかかっておることも事実であり、その中で、身近な自分の選挙区の問題から、県政全般にわたるようなことを含めてやらなければいけないということでもありますけれども、やはりルールはルールとして、1時間以内で質問、答弁をお願いしますということで、取り決めがあっているわけでありまして、そこは大原則として、守っていただくべきことだろうと思います。今回、議会運営委員長が注意をされたということについては、やはり質問項目が公にされて、県民の方々がその項目について、関心を持って聞きたいとされているとすれば、そういった観点からも問われるのではないかなと思いますし、一方、質問する時には、必ず、理事者側は項目についての確認をしにくるわけでありまして、そういった事務的な時間が無駄になるというようなことも含めて、いろんな課題があらうかと思えます。

ただ、おっしゃる意味の中において、質問通告をやっているけれども、違った観点から、部長ではなく、副知事や知事に質問を振って、議会がある意味、論議が盛り上がるというような状況を県民の皆さん方がそれを見てよしとするようなことばかりでいいのかということが、一方で、議論が必要ではないかなと思います。ですから、基本的には、限られた時間の中で、通告された質問はきちんとやっていただきたいというのが私も大原則であろうと思います。

○**西日本新聞社** 前回、この会見の場で議長がおっしゃったと思いますが、佐賀県の議長さんと今後、話し合いの場を持たれるという話をされていましたが、この前、佐賀の議長が急にお亡くなりになられましたので、話し合いの場がもたれないままかと思われます。佐賀県の桃崎議長とは非常に懇意にされていたとお聞きしていましたが、その後、向こうの議長がいない中で、言えない部分があると思いますが、

どういふふうにしていきたいとお考えでしょうか。

○**瀬川議長** 佐賀県議会もちょうど今日が閉会日となっております、2月定例会開会当初ぐらゐに佐賀の桃崎議長と連絡を取り合ひ、議会が終わつたら、お会いしましょうというようなことを約束していましたが、5日に亡くなられて大変びっくりもしましたし、大変残念に思います。ただ、佐賀の桃崎議長の思いも無にしてはいけないなというふうに思つておまして、次の議長さんがどなたになれるのか私は分かりませんが、次の新しい議長さんが決まれば、信頼の構築を進めていきながら、議論を深められるような、そういった関係を作つていきたいと、まずはそこに全力を尽くしていきたいと思つております。

○**共同通信社** I Rのルールの関係でお伺ひしたい。そもそも議員が、政治倫理に基づいてルールで縛るといふのは、公務員の場合は利害関係者だから分かるんですけども、そういうことを詳細に決めていくことは、社会から求められていることに繋がるとおっしゃつたんですが、議長は、今、I Rの推進に関わつて、社会から求められていることとは何だと思ひますか。透明化において、どうしてルールを作ろうとしているのかといふことについても、今、合意が取れていることがあれば教えていただけないでしょうか。

○**瀬川議長** 最終的に8月末で長崎I Rに参画をされる事業者が決定されるという予定になっているということですが、決定される最終的な手続は、県議会での議決というところにあります、その議決を伴う大事な役割を担っている県議会議員が疑念を持たれるような行為をすることがないようにというのが一番県民に対する県議会の姿勢として示すべきところではないかと思つております。

ですから、役割がなかったり、あるいは関与する部分がなかったりといふことであれば、ことさらことを厳しくしたり、透明性を充実させたりといふところも考えなくていいのかもしれませんが、そういうことが、役割としてあるといふことから、考えていこうといふことでもあります。

○**共同通信社** ざっくりとした質問で恐縮ですが、地方議会に関して、どうして若い人の関心がそもそもないと議長は考へていますか。

どういふときに関心が無いと思ひますか。有権者と日頃接している中でも議会活動の中でもいいですけども。

○**瀬川議長** まず感じるのゐ、私自身が選挙に望んでみた時に、有権者の方々に、例えば、選挙カーでお願いしてまわつたりした時、街頭演説に立つた時、あるいは個人演説会を開催した時といふような時も、なかなか若い人たちが、街頭でもこちらを向いて立ち止まつていただけないといふ実感があります。

私に魅力がないのかもしれませんが。

○**共同通信社** 県立大学との協定に求めるところは、まず、議会に行って見てもらうとかいうところが一番大きいですか。いろいろ目的とか協力事項とかあると思いますが、一番何が問題で、何を一番に解決したら、特効薬はないとは思いますが、どこが一番求めるところとお思いですか。

○**瀬川議長** まず、県議会や市議会、町の議会というものが、何のために置かれているのかということをご説明させていただき、その構成員は、皆様方の1票1票の選挙の結果によって構成されているというようなところを、まず、ご理解をさせていただいて、その役割はどういうことなのかと、行政をチェックしたり、あるいは提案をしたりとか、大事な役割があるというところをご理解していただくような努力をしていく。そういう機会を県立大学さんと協定することによって、機会を得るということではないかと思えます。

○**長崎新聞社** IRは去年の11月定例会の意見書がありまして、今後、例えば、議員さんとの接触ルールみたいなものを申合せるとかルール化を検討するというところまでは、まだいってないということですよね。まだそこら辺については、まだ、今後、どうするか議会の中で議論を深めていってという段階ということですよね。

○**瀬川議長** そうです。まだ決まっておりません。意見書を可決したという行為だけが、今、存在をいたしまして、その意見書の内容が、これから事業者選定へ段階的に上がっていく中で、それで十分なのかというのは検証をしなければいけないし、いろんな各議員からのご意見もいただきながら協議をしていった中で、必要だという結論になれば、そうなっていかだろうし、必要ないという結果もあり得ると思えます。

○**進行** 他にございませんか。ないようでしたら以上をもちまして、議長記者会見を終了させていただきます。どうもありがとうございました。